

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】  
知事指定薬物の指定

医薬安全課

【公告】

土地収用法に基づく立入りの許可  
開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

監理課

建築指導課

道路の位置の指定

”

落札者等の決定

警察本部会計課

【教育委員会】

平成二十八年度岡山県立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験の実施  
平成二十八年度岡山県立学校実習助手採用候補者選考試験の実施

教育委員会

【公安委員会】

猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施  
”

生活安全企画課

”

目次

担当課(室)

◎岡山県告示第四百六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 一（八―ブロモベンゾ「一・二―b・四・五―b'」ジフラン―四―イル）プロパン―二―アミン（通称名 Bromo―DragonFLY）及びその塩類
- 2 一―ペンチル―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―PINACA）及びその塩類
- 3 一―（五―フルオロペンチル）―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―五F―PINACA）及びその塩類
- 4 一―ペンチル―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―H―インドール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―PICA）及びその塩類
- 5 一―（五―フルオロペンチル）―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―H―インドール―三―カルボキサミド（通称名 CUMYL―五F―PICA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十七年八月二十二日から施行する。

〔三三九〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項本文の規定により、次のとおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

平成二十七年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 六十六kV特別高压架空送電線新見市太陽光線新設工事
- 三 立入りの目的 調査及び測量
- 四 立入りの期間 平成二十七年八月二十一日から平成二十八年八月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする土地の区域

岡山県新見市大字西方字クスレタキ、字クスレタキ、字柴倉山、字山神、字道仙、  
字土堂、字井山、字清水池、字ヒアタリヒラ、字タテヤマ、字立山、  
字横総利、字箕平、字赤羽祢、字笹端、字中ノ畝、字丸畝、字カク  
レサコ、字石ヤスミ、字石ヤ寸ミ、字センマイサコ、字鹿子峠、字  
トヒガ寸、字トヒカ寸、字ソイタニ、字畝畑、字山迫、字城松、字  
大原、字箕リ平、字カブリガヒラ

〃 〃 〃  
大字金谷字下ケ迫、字柿木迫、字三井ケ平、字吉祥頭、字吉祥上工、  
字落久保、字火打岩ノ下夕、字本谷山、字観音山、字カウゼン山  
〃 〃 〃 哲多町大字田淵字石ケ丸

〃 〃 〃 〃  
大字大野字古屋尻、字立石、字丸山、字中屋奥、字山神平、字  
峠田平、字峠田ノ上、字古屋、字中ノ通り、字古屋向、字垣内、  
字縄手ノ下、字峠、字タワ、字竹ノ下、字古屋家前、字古屋口、  
字家ノ上道ノ下、字古屋道ノ上、字立畑、字山ノ神、字古屋ノ  
下、字札立、字家ノ上、字小石向、字大久保ノ上、字ツエノ平、  
字四ツ又、字盆迫、字家ノ向、字メウト岩、字家ノ西、字山へ  
リ、字大畑、字桜ノ谷、字中山、字道狭ミ、字ハマアバ、字塚  
ケハナ、字小見山、字嫁ノ血、字道ノ畝、字田ノ向  
〃 〃 〃 〃 〃  
大字宮河内字大道ノ上、字水晶山

(三四〇) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年八月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市西中字中張田三三二・五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市下市八六・一 シャーメゾン下市二〇一

富山 裕道

三 許可番号

岡山県指令建指第一三九号

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

(三四一) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 ( メ ー ト ル )	道 路 の 延 長 ( メ ー ト ル )
	岡山県指令備中局 建第二〇一〇号 平成二十七年八月 十一日	一 都窪郡早島町早島字長津一七六〇番	四・〇〇	三〇・六七

〔三四二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年八月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

交通管制センター中央装置機器等 一式

二 借入期間

平成二十八年三月一日から平成三十二年二月二十九日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通規制課

岡山市北区内山下二丁目二番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年六月二十九日

五 落札者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社

岡山市北区柳町一丁目一番一号

六 落札金額

一月当たり四、四八七、二三八円（うち消費税額及び地方消費税の額三三三、三八八円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年五月八日

# 平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

## 岡山県教育委員会公告

平成二十八年度岡山県立学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十一日

岡山県教育委員会

一 選考する校種・職種及び採用候補者見込数  
県立特別支援学校・寄宿舎指導員（六名程度）

二 受験資格

次の全ての項目に該当する者であること。

- 1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条に規定する欠格条項に該当しない者
- 2 昭和四十六年四月二日から平成十年四月一日までの間に生まれた者。ただし、岡山県教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 自力での通勤が可能で、介助者なしで寄宿舎指導員としての職務の遂行が可能な者

身体に障害のある者については、障害の種類及び程度に応じた受験上の配慮を行う。

三 試験の日時

1 第一次試験

平成二十七年十月十一日（日曜日）午前九時から午後五時まで

2 第二次試験

平成二十七年十一月二十二日（日曜日）午前九時から午後五時まで

四 試験場

1 第一次試験

岡山県立烏城高等学校（岡山市北区伊島町三丁目一・一）

2 第二次試験

岡山県立高松農業高等学校（岡山市北区高松原古才三三六・二）

五 出願書類の受付期間

1 持参による受験申込みは、平成二十七年九月四日（金曜日）から同月十八日（金曜日）までの期間内の土曜日及び日曜日を除く午前八時三十分から午後五時までの

間、受け付ける。

2 郵送による受験申込みは、平成二十七年九月十八日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。

六 出願書類の提出先

岡山県教育庁教職員課（岡山市北区内山下二丁目四・六）

七 その他

1 所定の受験願書等は、平成二十七年八月二十一日（金曜日）から同年九月十八日（金曜日）までの間、岡山県教育庁教職員課において交付する。また、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることもできる。

2 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 電話（〇八六）二二六・七五八一



# 平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

## 岡山県教育委員会公告

平成二十八年度岡山県立学校実習助手採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十一日

岡山県教育委員会

一 選考する校種・教科等及び採用候補者見込数

県立学校・農業（若干名）

県立学校・工業「機械系」（若干名）

県立学校・工業「電気系」（若干名）

県立学校・工業「建築系」（若干名）

二 受験資格

次の全ての項目に該当する者であること。

1 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条に規定する欠格条項に該当しない者

2 昭和四十六年四月二日から平成十年四月一日までの間に生まれた者。ただし、岡山県教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

3 自力での通勤が可能で、介助者なしで実習助手としての職務の遂行が可能な者  
身体に障害のある者については、障害の種類及び程度に応じた受験上の配慮を行う。

三 試験の日時

1 第一次試験

平成二十七年十月十一日（日曜日）午前九時から午後五時まで

2 第二次試験

平成二十七年十一月二十二日（日曜日）午前九時から午後五時まで

四 試験場

1 第一次試験

岡山県立烏城高等学校（岡山市北区伊島町三丁目一・一）

2 第二次試験

岡山県立高松農業高等学校（岡山市北区高松原古才三三六・二）

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目・三・九二）

五 出願書類の受付期間

1 持参による受験申込みは、平成二十七年九月四日（金曜日）から同月十八日（金曜日）までの期間内の土曜日及び日曜日を除く午前八時三十分から午後五時までの間、受け付ける。

2 郵送による受験申込みは、平成二十七年九月十八日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。

六 出願書類の提出先

岡山県教育庁教職員課（岡山市北区内山下二丁目四・六）

七 その他

1 所定の受験願書等は、平成二十七年八月二十一日（金曜日）から同年九月十八日（金曜日）までの間、岡山県教育庁教職員課において交付する。また、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることもできる。

2 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 電話（〇八六）二二六・七五八二

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

岡山県公安委員会告示第百四十七号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、  
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年八月二十一日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種  
散弾銃

- 二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをい  
う。)

日 時	場 所
平成二十七年十月一日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十七年十月五日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十月六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場
平成二十七年十月十二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十月十九日(月) 午前十時	
平成二十七年十月二十一日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレー射撃場

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

平成二十七年十月二十六日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十一月二日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十一月四日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
平成二十七年十一月九日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十一月十日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
平成二十七年十一月十六日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十一月二十三日(月) 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
平成二十七年十一月二十七日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
平成二十七年十一月三十日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十二月二日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

2 フィールドトラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。)

平成二十七年十月五日(月) 午前九時	平成二十七年十月二日(金) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	岡山県クレイ射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場	平成二十七年十二月十四日(月) 午前十時	平成二十七年十二月十六日(水) 午後一時	平成二十七年十二月二十一日(月) 午前十時	平成二十七年十二月二十四日(木) 午後一時	平成二十七年十二月二十八日(月) 午前十時	平成二十七年十二月七日(月) 午前十時
-----------------------	-----------------------	----------------------	--------------------------	-----------	--------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

<p>平成二十七年十月七日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月九日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月十四日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月十五日(木) 午後一時</p>	<p>平成二十七年十月十六日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月十九日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月二十一日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月二十三日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月二十六日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十月二十八日(水) 午前九時</p>
		<p>備前市大内一〇〇四・二 備前射撃場</p>	<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>						

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

<p>平成二十七年十月三十日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月二日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月四日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月六日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月九日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月十一日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月十三日(金) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月十六日(月) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月十八日(水) 午前九時</p>	<p>平成二十七年十一月十九日(木) 午後一時</p>	<p>備前市大内一〇〇四・二 備前射撃場</p>
--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

午前九時 平成二十七年十二月十四日(月)	午前九時 平成二十七年十二月十一日(金)	午前九時 平成二十七年十二月九日(水)	午前九時 平成二十七年十二月七日(月)	午前九時 平成二十七年十二月四日(金)	午前九時 平成二十七年十二月二日(水)	午前九時 平成二十七年十一月三十日(月)	午前九時 平成二十七年十一月二十七日(金)	午前九時 平成二十七年十一月二十五日(水)	午前九時 平成二十七年十一月二十日(金)
-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------

真庭市仲間一八一六  
湯原国際射撃場



平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

3 スキート射撃(クレীগセンターボールの上方を通過するように発射されるものをいう。)

平成二十七年十二月十六日(水) 午前九時	
平成二十七年十二月十七日(木) 午後一時	備前市大内一〇〇四・二 備前射撃場
平成二十七年十二月十八日(金) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年十二月二十一日(月) 午前九時	
平成二十七年十二月二十五日(金) 午前九時	

日 時	場 所
平成二十七年十月一日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレীগ射撃場
平成二十七年十月二日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
平成二十七年十月六日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレীগ射撃場
平成二十七年十月九日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一

平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

午前十時	平成二十七年十月十六日(金)	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年十月二十一日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午前十時	平成二十七年十月二十三日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十七年十月三十日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年十一月四日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午前十時	平成二十七年十一月六日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年十一月十日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午前十時	平成二十七年十一月十三日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十七年十一月二十日(金)	
午前十時	平成二十七年十一月二十六日(木)	岡山市北区御津下田六二九

# 平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

## 三 受講手続

### 1 提出書類

所定の様式による受講申込書

### 2 提出先

午後一時	平成二十七年十一月二十七日(金)	倉敷国際射撃場	岡山県クレール射撃場
午前十時	平成二十七年十二月二日(水)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午前十時	平成二十七年十二月四日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十七年十二月十一日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年十二月十六日(水)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午後一時	平成二十七年十二月十八日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年十二月二十四日(木)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレール射撃場
午前十時	平成二十七年十二月二十五日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇・一 倉敷国際射撃場

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例)平成元年岡山県条例第二号(第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

# 平成27年8月21日 岡山県公報 第11713号

岡山県公安委員会告示第百四十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、  
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十七年八月二十一日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十七年十月六日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年十月二十日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田三三九一 御津ライフル射撃場
平成二十七年十一月十日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年十一月十七日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田三三九一 御津ライフル射撃場
平成二十七年十一月二十四日(火) 午前九時	
平成二十七年十二月一日(火)	真庭市仲間一八一六

午前九時	湯原国際射撃場
平成二十七年十二月八日(火) 午前九時	岡山市北区御津伊田三三九一 御津ライフル射撃場
平成二十七年十二月十五日(火) 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日である条例)平成元年岡山県条例第二号(第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。